

ワンタイムパスワードおよびメール通知パスワード利用追加規定

ワンタイムパスワードおよびメール通知パスワードの利用に際しては、しくみインターネットバンキングサービスご利用規定（以下「利用規定」といいます）に加え、後記１から１０までの追加規定（以下「本追加規定」といいます）を適用します。なお、本追加規定の用語は、特段の定めのない限り、利用規定と同じ意味を持つものとしします。

第１条 ワンタイムパスワード機能とは

ワンタイムパスワード機能とは、しくみインターネットバンキングサービスの利用に際し、スマートフォンおよびアプリ使用可能な携帯電話にインストールされたパスワード生成ソフト（以下「トークン」といいます）により、生成・表示され、１分毎に変化する可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を、ログインＩＤおよびログインパスワードに加えて用いることにより、契約者ご本人の確認を行います。

ワンタイムパスワード機能の利用者は、しくみインターネットバンキングサービスのインターネットバンキングご契約者が対象になります。

第２条 メール通知パスワード機能とは

メール通知パスワード機能とは、しくみインターネットバンキングサービスの利用に際し、契約者のメールアドレスに対してＥメールにてお送りする可変的なパスワード（以下「メール通知パスワード」といいます）を従来の「確認用パスワード」に加えて用いることにより、契約者ご本人の確認を行います。

メール通知パスワード機能の利用者は、しくみインターネットバンキングサービスのインターネットバンキングご契約者が対象になります。

なお、本機能の利用は、Ｅメールの受信可能な携帯電話でも利用できます。

第３条 利用方法

１. ワンタイムパスワード

（１）トークンの発行

契約者は、ワンタイムパスワード機能の利用を希望する場合は、インターネットバンキングからトークン発行の依頼を行ってください。当組合はトークン発行の依頼を受付けた場合、契約者がトークン発行依頼時に指定したパソコン・スマートフォン等（以下「端末」といいます。）のメールアドレスへ電子メールを送信します。当該電子メールには、トークンの動作に必要な基本ソフト（以下「アプリ」といいます）を取得するためのURL、サービスＩＤ、ユーザＩＤが記載されていますので、契約者は当該URLより端末等にアプリをダウンロードし、当該アプリにサービスＩＤ、ユーザＩＤおよび契約者がトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力して、トークンを取得します。

（２）ワンタイムパスワードの利用開始

契約者は、インターネットバンキングよりワンタイムパスワード利用開始手続きを行ってください。ワンタイムパスワード利用開始手続きでは、契約者はトークンに表示されているワンタイムパスワードを当組合所定の方法により正確に入力するものとしします。当組合が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当組合が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当組合は契約者からのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワードサービスの提供を開始します。

（３）ワンタイムパスワードによる本人確認手続き

ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、当組合はインターネットバンキングの当組合所定の取引について、ログインＩＤおよびログインパスワードに加え、ワンタイムパスワードによる本人確認の手続きを行いますので、ワンタイムパスワード等を当組合所定の方法により入力してください。当組合が受信し、認識したワンタイムパスワード等が、当組合が保有するワンタイムパスワード等と一致した場合には、当組合は契約者からの取引の依頼とみなします。

（４）ワンタイムパスワードの利用解除

トークンをインストールした端末等の変更やワンタイムパスワード機能の利用の中止を希望する場合等は、インターネットバンキングで「ワンタイムパスワード利用解除」手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、契約者の本人確認手続きに、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。なお、ワンタイムパスワード利用解除の手続きを完了した後に、再度ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、前記（１）および（２）の手続きを行ってください。ただし、前記（１）および（２）の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード利用解除日の翌日以降となります。

２. メール通知パスワード

（１）メール通知パスワードの通知

契約者は、メール通知パスワード機能の利用を希望する場合は、インターネットバンキングからメール通知パスワード利用開始手続きを行ってください。メール通知パスワード利用開始後は、当組合所定のお取引を選択された時点で契約者のメールアドレスに対して「メール通知パスワード」が記載されたＥメールをお送りします。

（２）メール通知パスワードによる本人確認手続

当組合はインターネットバンキングの当組合所定の取引について、確認用パスワードに加え、「メール通知パスワード」による本人確認の手続きを行いますので、「メール通知パスワード」を当組合所定の方法により入力してください。当組合が受信し、認識した「メール通知パスワード」が、当組合が保有する「メール通知パスワード」と一致した場合には、当組合は契約者からの取引の依頼とみなします。

第４条 トークンの有効期限

トークンの有効期限は、トークンに表示されます。有効期限が近づいた場合は、その旨をトークンに通知しますので、有効期限の延長を行ってください。

第５条 ワンタイムパスワードおよびトークンの管理

ワンタイムパスワードおよびトークンをインストールした携帯電話等は、契約者ご自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失、盗難等に遭わないように十分注意してください。トークンをインストールした携帯電話等を紛失した場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、直ちに電話等により当組合に連絡するとともに、契約者から当組合に対し当組合所定の方法により届出を行ってください。当組合はこの連絡を受付けたときは、直ちにしくみインターネットバンキングサービスの取り扱いを停止します。なお、当組合への届出前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

第６条 メール通知パスワードの有効期限および管理

「メール通知パスワード」はお客様がログアウト、またはメール通知パスワードが再度発行されるまで有効です。メールアドレス変更時、変更後のメールアドレスに新しいメール通知パスワードが送信されます。ログイン中は契約者ご自身で厳重に管理し、他人に知られないよう十分注意してください。なお、ログアウト後の管理は不要です。

第７条 利用停止

当組合が保有するワンタイムパスワードもしくはメール通知パスワードと異なる内容で当組合所定の回数以上連続してワンタイムパスワードもしくはメール通知パスワードが入力された場合は、当組合はインターネットバンキングの利用を停止します。再度、インターネットバンキングの利用を希望する場合は、当組合所定の方法により届出を行ってください。

第８条 免責事項

- （１）前記第３条１．（３）もしくは第３条２．（２）の本人確認手続きを経たのち取引を行ったうえは、当組合は依頼者を契約者とみなし、不正使用その他事故があっても、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- （２）ワンタイムパスワード機能において、トークンの不具合等により取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。
- （３）メール通知パスワード機能において、Ｅメールの不達等により、取扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当組合に責がある場合を除き、当組合は責任を負いません。

第９条 規定の変更

当組合は本追加規定の内容を、当組合の定める方法でお客さまに周知することにより、任意に変更できるものとしします。変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとしします。なお、当組合の任意の変更によって損害が生じたとしても当組合は責任を負いません。

第１０条 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、利用規定と、関係する当組合の他の規定等により取扱いします。

以 上